

## 京都市歯周疾患予防健診事業実施要綱

### (目的)

第1条 京都市歯周疾患予防健診事業（以下「事業」という。）は、成人期の歯の喪失の原因である歯周疾患を予防、早期発見し、受診者に対して適切な口腔保健指導を行い、口腔保健の向上を図ることを目的とする。

### (事業の委託)

第2条 この事業は、一般社団法人 京都府歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に委託して実施するものとする。

### (対象者)

第3条 事業の対象者は、事業実施日時点で、次の各号の要件をいずれも満たす者とする。ただし、京都市国民健康保険の特定健診データに基づき糖尿病患者又はその疑いがある者（以下「糖尿病患者等」という。）に対して発行する本事業の受診者負担金に係る無料クーポン券（以下「無料クーポン券」という。）を利用して、当該健診を受ける者については、第2号の要件を除外する。

(1) 市内に在住する者

(2) 20歳、30歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の者

### (実施回数)

第4条 事業は、同一人について、各年齢において1回行うものとする。ただし、無料クーポン券を利用して受けた場合は回数に算入しない。

### (事業内容)

第5条 この事業で実施する項目は次の各号のとおりとする。

(1) 問診

(2) 歯周組織の検査

(3) 口腔内一般検査（う蝕、補綴、歯垢、歯石の有無、喪失歯の状況）

(4) 健診結果に基づく、歯科衛生士による口腔保健指導

(5) その他口腔保健の向上に必要なこと

### (実施方法)

第6条 この事業を希望する者は、歯科医師会が指定する医療機関を受診し、別に定める歯周疾患予防健診記録票（以下「健診記録票」という。）に必要事項を記入する。

2 指定医療機関は、受診者の生年月日及び居住地を確認し、対象者であることを確認のうえ、第5条に定める項目を実施し、健診記録票に健診結果を記入する。

3 指定医療機関は、健診終了後、健診記録票（受診者用）を受診者に手渡すとともに、健診記録票（医療機関用）を保管するものとする。

4 指定医療機関は、各月ごとに健診記録票（請求用）に別に定める請求書を添えて、

京都府国民健康保険団体連合会へ提出する。

(受診者負担)

第7条 この事業による健診を受ける者は、本事業に要する費用のうち、受診者負担金として、1回当たり500円を健診の実施医療機関に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の号に掲げる者が該当各号に掲げる書面を提示又は提出したときは、受診者負担金を支払うことを要しないものとする。

(1) 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例又は京都市重度心身障害者医療費支給条例に基づく医療の給付を受けている者

当該給付を受けるために必要な医療給付受給者証の提示

(2) 生活保護世帯に属する者

福祉事務所長の発行する生活保護受給証明書の提出

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等に基づく支援給付受給証明書の提出

(4) 当該年度分市民税（4月から5月までは前年度分）が非課税の世帯に属する者  
各種検診（健診）等料金減額・免除証明書又は本人を含む世帯全員の課税証明書の提出

(5) 糖尿病患者等

無料クーポン券の提出

(6) その他市長が特に必要と認めた者

市長が特に必要と認めた書面の提出

(受診者負担金の還付)

第8条 無料クーポン券を受け取った者が、無料クーポン券を受け取った年度中に受診者負担金を支払って本市が実施する当該健診を受診し、その負担金の還付を求める場合は、別に定める京都市歯周疾患予防健診受診者負担金還付請求書に未利用の無料クーポン券及び受診者負担金を支払ったことを証する書類を添えて、市長に請求しなければならない。

2 還付の請求は、無料クーポン券を受け取った翌年度4月30日までに行うものとし、郵送により請求を行う場合においては、当該日の消印を有効とする。

(事業の周知)

第9条 この事業の趣旨を踏まえ、関係機関は対象者へ事業の周知に努め、受診を勧奨するものとする。

(報告)

第10条 歯科医師会は指定医療機関に変更が生じた場合は、速やかに京都市に報告するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるものの他、事業実施に関して必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は平成13年9月1日から施行する。  
この要綱は平成16年4月1日から施行する。  
この要綱は平成17年4月1日から施行する。  
この要綱は平成18年4月1日から施行する。  
この要綱は平成20年4月1日から施行する。  
この要綱は平成22年6月1日から施行する。  
この要綱は平成25年4月1日から施行する。  
この要綱は平成25年8月1日から施行する。  
この要綱は令和元年5月1日から施行する。  
この要綱は令和元年10月1日から施行する。  
この要綱は令和6年6月3日から施行する。